

会計業務等窓口相談実施要領

令和8年4月

1. 目 的

中小企業組合等の経理、監査等に関する高度な相談に対応するため、公認会計士を委嘱・常駐し、相談を実施することとする。

2. 実施方法

事前に相談事項等を本会にメール又はファクシミリで送付し、相談日に相談を受ける。また、電話による相談も行う。

3. 相談設置期日

- ・ 期 間 令和8年4月から令和9年3月
- ・ 相 談 日 原則毎週月曜日（月4日以内）
- ・ 相談時間 原則14時～17時（3時間）

4. 相談設置場所

全国中小企業団体中央会内

- ・ 住 所 東京都中央区新川1-26-19 全中・全味ビル
- ・ 電話番号 03-3523-4901
- ・ メール soumu-kikaku@mail.chuokai.or.jp
- ・ FAX番号 03-3523-4909

5. 費 用 無 料